



長野県報

7月20日(月)
令和2年
(2020年)
第124号

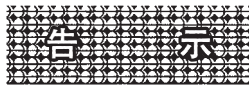
目次

告示

| | |
|------------------------------------|---|
| 保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) | 1 |
| 解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) | 2 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 2 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 3 |

公告

| | |
|---------------------------------------|---|
| 県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課) | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) | 3 |
| 令和3年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) | 3 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課高校再編推進室) | 5 |
| 警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) | 5 |



告示

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡北相木村字栗ノ沢3927、3928の2、3929
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗ノ沢3927・3928の2・3929(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

て縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
千曲市大字新山字西山入1517の9
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北ノ沢5305から5307まで、5309の1、5312から5316まで、5305地先・5306地先・5307地先・5308の2地先・5309の1地先・5309の2地先（以上6筆地先について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字稲丘字富吉510の1、517、518の1、518の2、字柏鉢533から536まで、537の1、538の1、681から685まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第357号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市安曇4144の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月20日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長野上田線

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|------------|-----------|
| 上田市中中之条字姥懐74番の6地先から 上田市御所字中満丁232番の12地先まで | 旧 | 9.3~16.8 m | 0.4223 km |
| 同 上 | 新 | 16.0~16.8 | 0.4223 |

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下原大屋停車場線

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 上田市殿城字樋ノ口1746番の4地先から 上田市殿城字深区467番地先まで | 旧 | 6.9~15.4 m | 0.3670 km |
| 同 上 | 新 | 7.3~15.4 | 0.3670 |

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

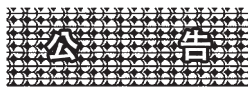
その関係図面は、告示の日から令和2年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月20日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 路線名 長野上田線
- 2 供用を開始する区間
上田市御所字中満丁232番の12地先から
上田市御所字糠田552番の11地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月20日

道路管理課



公告

県営柳原地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年7月20日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営柳原地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年7月21日から令和2年8月20日まで
- 3 縦覧の場所
飯山市役所(経済部農林課)

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年7月20日

長野県佐久建設事務所長 中田 英郎

- 1 許可番号
令和2年3月18日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字西ノ沢349、350-1、350-2、352、353、354、354先、356、字中島296-1、296-2、296-4、296-4先、296-5、297-1、297-1先、297-2、297-2先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区東新橋1-10-2-903
オスト・デベロップメント合同会社
代表社員 泉部 充
東京都港区虎ノ門2-10-4
株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤 貴俊

都市・まちづくり課

公告

令和3年度(2021年度)長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

令和2年7月20日

長野県教育委員会

- 1 採用予定の実習助手の種別・募集人員

| 種 別 | 選考区分 | 募集人員 |
|-------------------|-------|------|
| 農業の実験・実習を主とする実習助手 | 一般選考 | 若干名 |
| | 若年者選考 | |
| 工業の実験・実習を主とする実習助手 | 一般選考 | 若干名 |
| | 若年者選考 | |
| 理科の実験・実習を主とする実習助手 | 一般選考 | 若干名 |
| | 若年者選考 | |

- 2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

- (1) 一般選考 昭和36年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和3年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)
若年者選考 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(令和3年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 身体に障がいのある人の受験にあたっては、配慮を行います。
身体に障がいのある人の受験にあたっては、障がいの種類や程度に応じて、文字・用紙の拡大、手話通訳によるコミュニケーション、試験時間の延長、試験会場・座席の配慮等、支障なく